別表

基　準
1　技術基準（電磁的方法による保存をする情報システムの技術面の安全対策） ①情報システムには、個人別のＩＤ、パスワード等の利用者登録、管理及び認証機能を設けること。 ②情報システムには、データの機密度に応じてアクセス権限を設定する機能を設けること。 ③情報システムには、システムへの不正なアクセス及びデータの不正な変更を発見するソフトウェア機能を設けること。 ④情報システムのうち、データの保管を行う機器に直接接続されたコンピュータが公衆回線とのオンラインによって接続される場合には、アクセスするユーザ等の正当性を識別し、認証する機能を設けること。 ⑤情報システムには、データの保存及び更新時に、保存及び更新の日時並びに実施者を記録する「ログデータ」の保存機能を設けること。 ⑥情報システムには、データのエラー検出機能を設けること。 ⑦情報システムの主要機器には、停電、誤切断、静電気等によるデータの破壊を防止するため、バックアップ電源等の必要な機能を設けること。 2　運用基準（電磁的方法による保存をする関係者の遵守事項等人的システムの安全対策） ①室の窓及び出入口の施錠、入退室管理等の適切な防犯措置を講じること。 ②情報システムの非使用時には、機能を停止させること。 ③情報処理機器及びソフトウェアは、正常作動を確認した上で情報システム上での運用を開始すること。 ④外部から入手したソフトウェア、使用済のデータ記録媒体等は、ウイルス検査後に利用すること。 ⑤ＩＤを付与された関係者以外の者が、情報システムの操作をしないよう周知徹底する等の措置を講じること。 ⑥情報システムのＩＤは、複数者で共用しないこと。 ⑦人事異動等で使わなくなったＩＤ及びパスワードは、直ちに無効化すること。 ⑧情報システムの保守、点検等を行うに当たっては、バックアップ等当該行為の期間のデータ保護措置を講じること。 ⑨データ記録媒体は、データの保存及び更新時に、当該媒体以外にバックアップを行い、当該媒体と異なる保管場所に保管すること。 ⑩データ記録媒体及びバックアップは、定期的にデータの健全性の点検を実施すること。 ⑪情報システムの管理には、管理責任者を定めること。 ⑫管理責任者は、以下の項目の管理規定を定め、関係者に周知徹底すること。 ・防犯措置に関すること。 ・ＩＤ及びパスワードの付与及び廃止の管理に関すること。 ・データ記録媒体の使用、保管、搬出入及び授受並びに廃棄の管理に関すること。 ・データの健全性の点検、ログデータの保存その他の管理上必要な事項に関すること。

○原子力規制委員会告示第二号

核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第七条の二第三項、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）第八条の二第三項、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第七条の二第三項、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）第十三条の二第三項、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）第二十六条の二第三項、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）第二十七条の二第三項、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）第二十六条第三項、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）第四十五条第三項及び原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第二号）第四条第三項の規定に基づき、核燃料物質の加工の事業に関する規則等に係る電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準を次のように定める。

平成二十四年九月十九日　　原子力規制委員会委員長　田中　俊一

核燃料物質の加工の事業に関する規則等に係る電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準

1　別表第２に掲げる保存等をする場合には、それぞれ別表第１に掲げる基準を確保するよう努めなければならない。

2　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　「情報システム」とは、ホストコンピュータ、端末機、通信関係装置、プログラム等の全部又は一部により構成され、電磁的方法による記録、保存等をするためのシステムをいう。

⑵　「データ」とは、情報システムの入出力情報をいう。

⑶　「プログラム」とは、プログラム言語により記述された命令の組合せをいう。

⑷　「事務室」とは、端末機、サーバ、ワークステーション、パーソナルコンピュータ等を設置している室、店舗、配送センタ等をいう。

⑸　「データ保管室」とは、データ、プログラム等を含んだ記録媒体等を保管する室をいう。

⑹　「記録媒体」とは、データ、プログラム等を記録した機器、ディスク、磁気テープ、フィルム、カード等をいう。

附　則

この告示は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

別表第一

基　準
1　ログ ①情報システムには、データの保存及び更新時に保存及び更新の日時並びに実施者を記録する「ログデータ」の保存機能を設けること。 ②取得した「ログデータ」は安全な場所に保管し、保管方法等に係る運用管理規程を定めること。
2　アクセス ①情報システムには、個人別のＩＤ、パスワード等の利用者登録、管理及び認証機能を設けること。 ②情報システムのうち、データの保管を行う機器に直接接続されたコンピュータが、公衆回線とのオンラインによって接続される場合には、アクセスするユーザ等の正当性を識別し認証する機能を設けること。 ③個人別のＩＤは、複数者で共用しないこと。 ④情報システムには、情報やシステムの機密度を区分し、アクセス権限を制御する機能を設けること。 ⑤情報システムは、ＩＤを付与された関係者以外の者が操作をしないよう周知徹底する等の措置をとること。 ⑥人事異動等で使わなくなったＩＤ及びパスワードは、直ちに無効化すること。